

社会福祉法人北斗会 役員・評議員の報酬等に関する規程

(報酬等の支給)

第1条 役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第2条 役員及び評議員が、その職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程を改正するときは、評議員会の承認を得る。